

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について

1. 趣旨

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下「行政機関等個人情報保護法」という。）等の改正法の施行に伴い、関係政令の改正を行うもの（※）。

※本政令案については、平成 28 年 12 月 9 日から平成 29 年 1 月 12 日までの間、総務省においてパブリックコメントを実施し、1 件の意見（概ね賛同）が寄せられた。

2. 政令案の主な内容

（1）個人識別符号及び要配慮個人情報に関する内容

個人情報保護法施行令と同様の内容を規定。また、委任事項は、別途、総務省令で規定（⇒個人情報保護委員会規則と同様の内容を規定予定）。

（参考）行政機関等個人情報保護法においては、取得時及び第三者提供に係る通知・公表や同意に関する規定はないが、要配慮個人情報は個人情報ファイル簿の記載事項として規定されている。

（2）非識別加工情報ファイルに関する内容

行政機関等個人情報保護法では、個人情報保護法に対応するものとして、「行政機関非識別加工情報ファイル」、「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」について、個人情報保護法施行令で規定する「匿名加工情報データベース等」と同様の内容を本政令案に規定。

（3）行政機関非識別加工情報の手数料額・納付方法

① 手数料額

- ・ 21,000 円/1 提案
- ・ 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間に応じた額(3,950 円/時間)
- ・ 作成を外部委託した場合は、受託者に対して支払う額

② 納付方法

原則として収入印紙による納付（⇒納付書面様式は委員会規則に委任）

3. 今後の予定

2 月 10 日 閣議決定（予定）

※施行は、改正個人情報保護法の全面施行日（平成 29 年 5 月 30 日）と同時期を予定。

改正の内容

1. 国の行政機関等における匿名加工情報制度の導入

- 特定の個人が分からないように加工された匿名加工情報の定義を規定（非識別加工情報）。
- 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報を作成・提供。
- 匿名加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める（個人情報の存在を明らかにする個人情報ファイル簿が公表されているもの）。
- 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除。
- 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律（情報項目の公表等）を整備。

2. 個人情報保護委員会への一元化

- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管。

3. その他

※ 次頁参照

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、以下の措置を講じる。
 - ・ 個人情報の定義の明確化（個人識別符号（指紋・顔認識データ、旅券番号等））
 - ・ 要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

改正対象法律

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法等

施行期日

公布の日（平成28年5月27日）から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行
（改正個人情報保護法の全面施行日と同時期を予定）

匿名加工情報の作成・提供の仕組み

民間事業者

- 不適格な者は除外
 - ・過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
 - ・過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者 等
- 提供を受けた場合 (※)
 - ・識別行為の禁止
 - ・安全管理措置
 - ・契約内容の遵守
- 実費を勘案した手数料の納付

(※) 提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき審査

利用契約の締結

提供

行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
 - ・個人情報ファイル簿が公表されていること
(外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報は除外)
 - ・情報公開請求があれば部分開示されること
(全部不開示となる個人情報(事務事業遂行への支障のおそれなど)は除外)
 - ・行政運営に支障を生じないこと
- 提案についての審査
(利用目的、安全管理体制等)
- 匿名加工情報の作成、公表
 - ・基準に基づく適正加工
 - ・個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理

官民を通じて一元的に所管

個人情報保護委員会

1. 個人情報保護委員会規則

○行政機関等個人情報保護法に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する個人情報保護委員会規則として下記について規定することとする。

行政機関等個人情報保護法		主な事項	主な内容
1	非識別加工情報の定義 (法第2条第8項)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 非識別加工情報と照合する他の情報から除かれる情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・非識別加工情報の作成に用いる個人情報を除かれる情報とする
2	① 提案の募集 (法第44条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政機関等による募集の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集の期間や募集の具体的方法等
	② 提案の方法 (法第44条の5第2項及び第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 提案の提出方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書面への記載事項や添付書類等
	③ 提案の審査基準 (法第44条の7第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政機関等非識別加工情報に含まれる本人の数の下限 (第2号) ➤ 加工の方法 (基準) 等 (第3号) ➤ 行政機関等非識別加工情報の利用期間 (第5号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等非識別加工情報がその用に供される事業内容や欠格事由など法律で明確化されている事項以外に必要なとなる具体的な審査基準等
	④ 審査結果の通知、 契約の締結等 (法第44条7第2項及び第3項、 法第44条の9)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 提案の審査結果の通知や契約の締結等に関する手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続に必要な様式等
3	行政機関等非識別加工情報の作成 (法第44条の10)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政機関等非識別加工情報を作成するための加工基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができず、かつ、保有個人情報を復元することができないようにするための加工基準
4	安全確保の措置 (法第44条の15)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政機関等非識別加工情報等の適切な管理に必要な措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・削除情報や加工に関する情報等の漏えい防止等の措置の基準

2. 行政機関等非識別加工情報に関するガイドライン

○個人情報保護委員会規則のうち非識別加工情報に関する加工基準及び安全確保の措置等に関する考え方を示すこととする。

○行政機関等非識別加工情報の加工基準及び安全確保の措置等については、個人情報保護委員会ガイドライン（匿名加工情報編）に準拠することとする。